

日向市では、市民の生活環境の向上と市内産業の活性化を目的に、住宅リフォーム費用の一部補助を行います。

申請受付

**令和3年5月10日(月)より開始**

※予算額に達し次第、受付終了となります

補助額

**対象工事費の10% (最大10万円)**

補助件数

**令和3年度 (40件程度)**

対象要件

1. 市内に住所があり、本人が居住するための住宅(建築後1年以上経過したもの)を改修する工事  
※ 賃貸借住宅・店舗・事務所等は除きます。
2. 対象となる**工事金額が20万円以上**であること。
3. 申請者の家族も含め、市税等の滞納がないこと。
4. これまでにこの制度を利用したことがないこと。
5. **工事の着工前に補助申請**をすること  
※着工後の申請は、補助対象になりません。
6. **市内の登録された事業者(※)が工事を行う**こと(下請け業者も同じ)  
※市の指名願に登録、または小規模工事業登録している事業者
7. 原則、令和4年2月末までに工事の完了、市の完成検査が受けられること

対象工事の例

- ・ 屋根、外壁の塗り替え
  - ・ 壁紙、天井、床、畳の張り替え、風呂、トイレ、手洗い場等の改修
  - ・ 住宅に付随する土地の防犯用設備又はフェンス(防犯目的のものに限る)の設置 など
- ※エコキュート、IHクッキングヒーター、太陽熱温水器、灯油ボイラー、ガス給湯器、エアコン、空気清浄器、その他これらに類する二次製品の購入費用は補助対象外です(工事費用は補助対象となります)

【裏面もご覧ください】

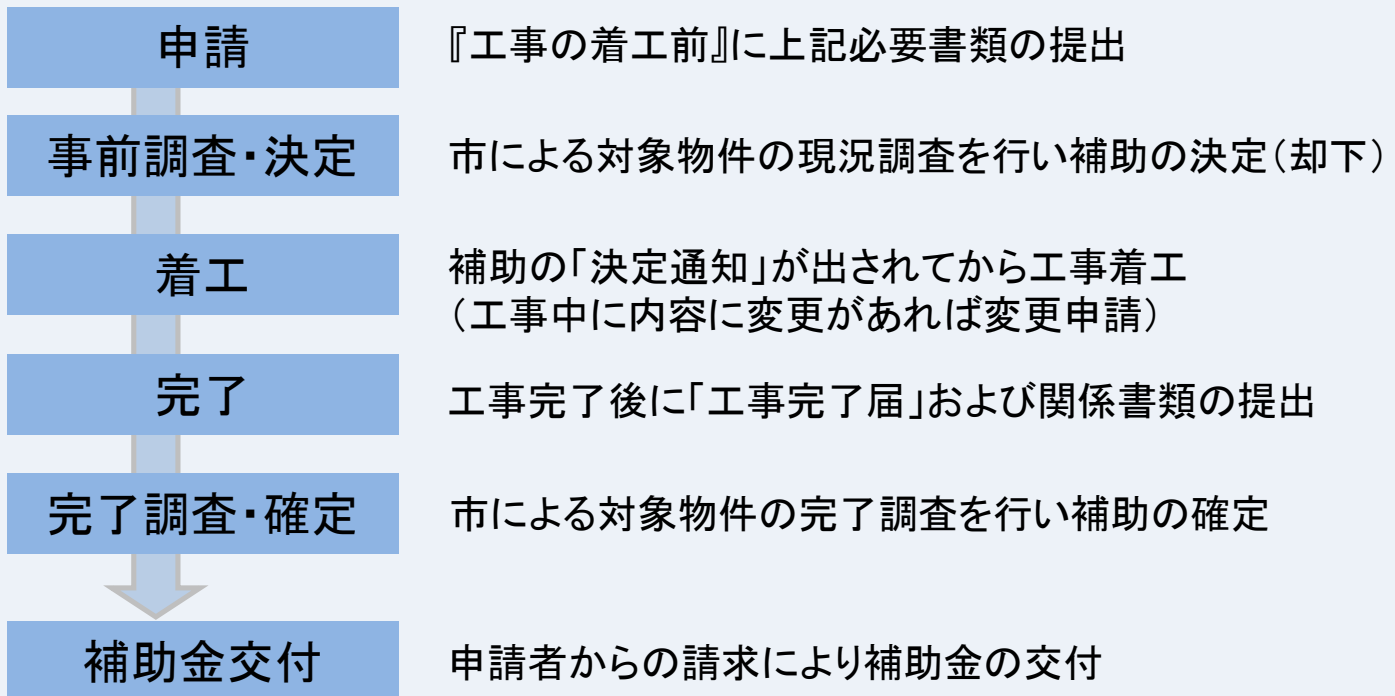
# 申請書の提出について

下記の以下の書類を必ず工事の着工前に提出してください。

	必要書類	備考
①	補助金交付申請書	(様式第1号)
②	事業計画書	(様式第2号)
③	収支予算書	(様式第3号)
④	固定資産課税台帳(名寄帳)	市民課で発行 (300円/枚)
⑤	市税の完納を証する書類 (完納証明書)	市民課で発行(1名につき300円/枚) ※世帯員全員分が必要です。
⑥	工事見積書	内訳を記入したもの ※「一式等」は不可
⑦	着工前の工事予定箇所の写真	工事箇所全てが分かる写真
⑧	承諾書	補助対象住宅を申請者以外の者が所有する場合

※①・②・③・⑧の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

## 補助申請から交付までの流れ



お問合せ：日向市商工港湾課

TEL 0982-66-1025

FAX 0982-54-2639

MAIL [syoukou@hyugacity.jp](mailto:syoukou@hyugacity.jp)